

令和7年度 自閉症・情緒障害特別支援学級入級案内

葛飾区では、他者との意思疎通及び対人関係の形成、学校で集団生活への適応が困難である児童・生徒への支援体制の充実を図るため、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級とは

自閉症・情緒障害特別支援学級では、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。生活に必要な諸技能を習慣として身に付けること、一日の生活リズムを体得することによって情緒を安定させ、友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気に慣れることをねらいとしています。

学習内容は通常の学級と同じです。しかしながら、対象とする児童・生徒の実態から通常の学級と同じ学習だけでは十分に学習の成果を上げることが難しいため、自立活動の時間を設定しています。自立活動では、障害による学習や生活面での困難さの改善・克服に取り組みながら、一人一人が目標をもって学習に取り組めるようにしていきます。

学級では、以下のような工夫をして指導します。

- 主体的に取り組むことができる活動の設定
- コミュニケーションの指導
- 学習成果をわかりやすくする工夫
- 学習活動に見通しがもてるような工夫
- 基本的な生活習慣の確立

設置校：高砂小学校、清和小学校、立石中学校、高砂中学校

対象となる児童・生徒

次に掲げる基準の全てに該当する児童・生徒

(1) 葛飾区立小・中学校に在籍していること

○地域を問わず、すべての区立小・中学校に通学する児童・生徒が対象です。

○4月入学予定の新小学1年生は対象となりません。

(2) 知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム、又は情緒障害（心理的な要因による選択性かん默等）であること（※医師診断書、心理検査の結果報告書が必要です。）

(3) 他人との意思疎通及び対人関係の形成、学校集団生活への適応が困難であること

(4) 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること

(5) 児童の通級に際し、原則、徒歩または公共交通機関により保護者が送迎すること

お申込みについて

在籍校と相談した上で、保護者より総合教育センターへ電話でお申込みください。

申込み期間：令和6年5月7日（火）から令和6年5月31日（金） 9:00～17:00

お申込み後に保護者、お子さんに来所いただき、面談を行います。
その後、10月上旬から中旬にかけて就学・転学相談会を実施します。
相談の流れは、裏面を参照ください。



お問い合わせ・お申込み

葛飾区立総合教育センター就学相談担当

電話：03-5668-7604

所在：葛飾区鎌倉2-12-1

「京成高砂駅」より徒歩12分



✿お申込みから就学（転学）先決定までの流れについて✿

① 電話受付

令和6年5月7日～5月31日
総合教育センター就学相談担当
☎ 03（5668）7604
平日 9：00～17：00

①電話受付

お子さんの氏名・生年月日、在籍校、お子さんの状況、保護者氏名・住所・連絡先などを伺います。
総合教育センターで行う面談日時の調整を後日行います。
※在籍校と相談した上で、保護者よりご連絡ください。

② 自閉症・情緒障害特別支援学級 就学（転学）相談申込

総合教育センター

②自閉症・情緒障害特別支援学級 就学（転学）相談申込

保護者 自閉症・情緒障害特別支援学級の就学（転学）相談の仕組みや流れを説明します。説明内容に同意していただいた上でお申込みいただきます。また、お子さんの発達の様子なども伺います。

お子さん 保護者とは別の部屋で行動観察をします。

※医師診断書・心理検査の結果報告書をご持参ください。
(間に合わない場合はご相談ください)

※母子手帳やアイリスシートなど、発達の様子が分かる資料があれば、ご持参ください。

③ 在籍校から資料提供 在籍校での行動観察

③在籍校から資料提供・在籍校での行動観察

在籍校から、お子さんについての資料を提供していただきます。担当者が、在籍校のお子さんの様子を観察に行きます。

※普段の様子を観察するため、保護者への通知はいたしません。

④自閉症・情緒障害特別支援学級 就学（転学）相談会

10月上旬～中旬

総合教育センター

④自閉症・情緒障害特別支援学級 就学（転学）相談会

保護者 お子さんの送り迎えをしてください。

お子さん 個別活動と小集団活動を行います。

相談会当日の様子、保護者からの聞き取り、在籍校からの資料、行動観察時のお子さんの様子をもとに、複数の専門家の視点で話し合い、所見を出します。

⑤ 結果（所見）説明

総合教育センター

⑤結果（所見）説明

保護者 検討結果（所見）をお伝えします。

相談会当日の様子、総合教育センターや学校でのお子さんの様子についてお伝えします。

⑥ 学級見学

⑥学級見学（体験）

就学（転学）可との所見が出た場合には、自閉症・情緒障害特別支援学級を見学（体験）していただきます。

※見学（体験）体験は各学級の状況に応じて行います。不明な点は総合教育センターにお問い合わせください。

見学（体験）終了後、保護者・お子さんに就学（転学）の最終的な意思確認を行います。

就学（転学）先決定